

議案第 23 号

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例

墨田区建築審査会条例（昭和 58 年墨田区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 2 条の 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、この条例による改正後の第 2 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（提案理由）

建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期について区の条例で定めることとされることに伴い、当該任期等を定める必要がある。